

議会運営委員会

日 時 平成30年7月26日（木） 午前10時00分～
場 所 第3委員会室

1 議会基本条例の検証及び見直しについて

(1) 検証の実施

- ・第6章 議会の運営（第13条～第18条）
- ・第7章 議員の政治倫理及び待遇等（第19条～第22条）
- ・第8章 最高規範性及び検証等（第23条・第24条）

2 その他

(1) 次回開催日時

____月 ____日（ ） ____時 ____分

(2) 決算審査について

○事務事業評価について

(3) 7月の会議予定

- ・7月27日（金） 10：00～ 産業建設常任委員会
- ・7月27日（金） 13：30～ 総務文教常任委員会
- ・7月30日（月） 13：30～ 環境厚生常任委員会

※各日とも決算特別委員会分科会を開催予定

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
第5章 議会の機能の強化	96・2 議決事項	第11条 地方自治法第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。	【運用基準9】議決事項を拡大するときは理事者と協議し、十分な準備期間を与える ・議決事項追加(H22) →総合計画の基本構想及び基本計画(H28特別委員会設置による審査を実施)		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	調査機関の設置	第12条 1 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。	【運用基準12】調査機関の設置は、議決の後要綱を定めて運営する。(事例なし)	①調査機関を設置するにふさわしい課題があると思われるが実現していない。調査機関の運営が可能な環境でもない。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。				
		3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。				
定例会の回数及び会期	第13条	定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。	・常任委員会審査の原則別日開催 ・通年議会の導入(H30)	①通年議会の導入により、文言の修正・確認を。[公明党] ②議会の権能を十分発揮できるかという観点から、期間が確保されているわけではない。審査経過によっては、開会日に決定された日数で不足する可能性があるが、スケジュール変更は現実的に困難であり、当初のスケジュールに合わせるために質疑や討議に制約がある。事前の議案調査を開会日までに委員会ごとに行うなどの準備を充実させることが、議会の権能発揮に資するのではないか。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 定例会の招集の回数は、別に条例で定める。				
議員間の自由討議	第14条	議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、 <u>議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。</u> (H26一部改正)	【運用基準13】委員間討議の実施目的、審査順序及び討議方法等を明確化(H28)	①議案審査等の場で自由討議を行うかどうかを諮り、実施を求める意見があった場合も、応じる者がなければ討議が実施されないという状況は遺憾である。自由討議を行うことを前提に会議を運営すべきであり、討議を拒否するものは沈黙するのではなく、討議を不要と考える理由を明確に述べるべき。また、応じる者があって形式的に討議が成立した場合も、質疑と混同された発言があり、議員間での討議に繋がらない例がある。論点ごとに議論が深められるよう会議を運営すべき。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第6章 議会の運営		3 議員は、議員相互間の自由討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。(H26一部改正)	<ul style="list-style-type: none"> ・政策研究会 H26:4名(児童虐待及びいじめ防止基本条例) H27:5名(農林観光政策) ・環境厚生常任委員会 H29(子どもの貧困について政策提言) 	①自由討議をさらに充実すべき。[緑風会] ②政策立案・提言につなげるための議論の場では自由討議が不可欠であり、実際に行われている。前提となる情報が表示され、どの論点について議論しているのかが視覚的に共有されるよう、プロジェクトやホワイトボードも活用しながら運営されるとよい。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A: 達成 <input type="checkbox"/> B: 一部達成 <input type="checkbox"/> C: 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
	委員会の活動	第15条 委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。(H26一部改正)	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会の月例開催 ・監査委員の常任委員就任 	①テーマを設定するなどして、計画的に活動する必要がある。(H26年度にテーマ設定をすることを決めたのではなかったか)委員が変わっても、確実に引き継がれる仕組みも必要。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A: 達成 <input type="checkbox"/> B: 一部達成 <input type="checkbox"/> C: 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
	広報広聴の充実	第16条 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。(H26全改)	【運用基準14】広報広聴を所管する組織の設置等 <ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴特別委員会の設置(H23～) ・広報広聴会議の設置(H25～) ・ソーシャルメディア運用方針、運用ガイドラインの策定、フェイスブックの開設(H26.4～) ・無料アプリ「マチイロ」(i広報紙)の運用開始(H28～) ・本会議のライブ中継・録画配信のスマートデバイス対応(H29～) 	①タブレット端末の導入。[緑風会] ②FBでは、開催風景と議題のほかにも、どのような議論があったかが発信できるほうがよい。ホームページでは、閲覧者が関心に応じて委員会等の議論を追うことができるようになっていない。日付順にPDFが並んでいるだけなので、検索性が低い。議題となった議案にはリンクを示すとよい。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A: 達成 <input type="checkbox"/> B: 一部達成 <input type="checkbox"/> C: 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
	議員研修の充実	第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。	【運用基準15】議員団の主催により行う。加えて府市町村振興協会等が主催する各種研修会へ積極的に参加 <ul style="list-style-type: none"> ・議員の紹介又は提案等により講師を招へい 		<input type="checkbox"/> A: 達成 <input type="checkbox"/> B: 一部達成 <input type="checkbox"/> C: 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
	議会事務局	第18条	議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。(H26全改)		①さらに議会事務局の充実(増員)に努める。[緑風会] ②不十分である。議会活動が活発化する前の状況から、体制がほとんど変わっていない。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A: 達成 <input type="checkbox"/> B: 一部達成 <input type="checkbox"/> C: 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議長は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。(H26追加)		①不十分である。調査・法務機能の充実強化のために可能な措置は、現状の枠組みの中では実現が難しいのではないか。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A: 達成 <input type="checkbox"/> B: 一部達成 <input type="checkbox"/> C: 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
	議員の政治倫理	第19条 議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。 2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理条例の制定(H20.3) 	①不規則発言をなくし、議員としての責任ある発言を。[緑風会]	<input type="checkbox"/> A: 達成 <input type="checkbox"/> B: 一部達成 <input type="checkbox"/> C: 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	

議会基本条例検証項目一覧

平成30年7月26日

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
第7章 議員の政治倫理及び待遇等	議員定数	第20条	議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。 2 議員定数は、別に条例で定める。	・議員定数の検討(H26)→定数2人削減	①H26年改正は、市政の現状と課題、将来の予測と展望とは無関係であり、結論ありきの改正であった。意見を聴取しながら、議論にも反映されなかった。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		第21条	議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。 2 議員報酬は、別に条例で定める。	・議員報酬の検討(H26)→現行維持 ・実費相当分に係る費用弁償の復活(H28)	①通年議会導入により見直し検討が必要ではないか。[公明党議員団]	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	政務活動費	第22条	政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。(H25一部改正) 2 政務活動費の交付に関する条例に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。(H25追加)	・政務活動費運用基準に沿った運用	・政務活動費の検討	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		3 議会は、政務活動費の使途について公開しなければならない。	【運用基準16】政務活動費収支報告書の公開	①現状について議論し、改善すべき。[緑風会] ②領収書をホームページに公開する。[共産党]	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
第8章 最高規範性及び見直し	最高規範性	第23条	この条例は、議会における最高規範である。		①議会基本条例の理念を浸透させるため、議員の任期開始後速やかに、この条例の研修を行うものとするという文言を入れてはどうか。【公明党議員団】	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	最高規範性及び見直し	第24条	議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(H26全改)	【運用基準17】任期中間年及び最終年に議運で実施 (前回:H28.6~12(任期中間年に実施))		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他

事務事業評価【平成30年9月議会決算審査】

別紙No1

【目的】

決算審査において、実施された事務事業の効率性や成果などを議会が議論し、評価することで、その結果を今後の事務事業の点検、改善及び予算編成に活かし、より効果のある市民福祉の向上に資する事務事業の実施を目的としています。

【フロー】

評価対象事務事業選定及び調査

→評価対象とする事務事業を各分科会で選定します。対象事業の調査を行い論点を明確にします。

7～8月

各分科会

評価対象事務事業通知

→選定した評価対象事務事業を執行機関に通知します。執行機関において事務事業評価資料を作成されます。

8月末

議会→執行機関

事務事業評価

別紙『事務事業評価』参照

※執行機関から議会への資料提出は9/11

→事務事業について資料に基づき執行機関の説明を受け議論し、評価（拡充・現状維持・休止等）を行い、合意形成を図ります。

9月 19～25日
(分科会審査期間)

分科会
(日程は各分科会で決定)

評価結果まとめ

→分科会評価を基に委員会として評価結果をまとめます。改善、提案等を附帯決議とする場合には委員会で議決し、本会議に提案します。

9月 26日(水)
10月 1日(月)

委員会議決
本会議議決

評価結果送付

→執行機関へ評価結果を送付します。

9月議会終了後

議会→執行機関

改善等対応の報告

→執行機関では提言に対して市政運営の改善、予算編成での反映等を検討し、その結果を予算特別委員会等で議会に報告されます。

当初予算審査時等

執行機関→議会

事務事業評価

日程

各分科会で決定

※分科会間での日程調整あり

担当部・事務事業ごとの評価フロー

全員協議会室で実施(インターネット中継録画配信)

(担当部入室)

担当部説明

担当部から説明を受けます。
(事務事業評価資料に基づく)

質疑個人
・ 評
・ 議 価

評価の判断材料として、説明に対する質疑を行います。
委員の意見を出し合い、自由に討議を行います。
質疑・討議を行いつつ各委員が個人評価を行います。(個人評価表の記入)



まとめ

個人評価から分科会の評価結果をまとめます。
○評価(拡充、現状維持、休止等)の決定
○評価に至った理由等
※ほぼまとまった段階で、担当部の意見を求めます。

(担当部退室)

平成28年度決算 事務事業評価対象事業（H29.9実施）

※参考：昨年度の選定事業

総務文教分科会

- 1 セーフコミュニティ推進事業経費
- 2 就学奨励経費
- 3 教育研究所事業経費
- 4 学校運営経費（小学校費・中学校費）

環境厚生分科会

- 1 浄化槽設置整備事業経費
- 2 ごみ減量・資源化等推進事業経費
- 3 母子保健事業経費

産業建設分科会

- 1 農業事務経費
- 2 商工業振興対策経費
- 3 観光推進経費

平成29年度決算事務事業評価資料(H30.9審査) 別紙 4

一般会計	款	項	目	担当課	
対象事務事業名				主要施策報告書	〇〇ページ
目的		事業の目的は何か			
手法・活動実績	目的達成のために行った手法は何か	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金支給 <input type="checkbox"/> その他()			
	目的達成のために行った活動とその実績は何か				
成果	目的に対する成果は何か				
コスト	事業に係る経費は	内訳	金額	説明	
		計	0		
	事業に携わった職員数は	0人 ×@7,080,000=	0		
		合計 0			
財源	上記経費に対する財源(特定財源のみ)は	内訳	金額	説明	
		計	0		
課題・方向性	今後の課題は何か				
	今後の方向性はどうか				

※職員の平均人件費を参考数値として示している

平成29年度決算事務事業評価資料(H30.9審査)

<記入例>

					担当課	議会事務局
一般会計	款	議会費	項	議会費	目	議会費
対象事務事業名	議会だより発行事業				主要施策報告書	〇〇ページ
目的	事業の目的は何か	市民に積極的な情報公開を行い、説明責任を果たすこと。 透明性を高め、市民に開かれた議会とすること。 それらにより、市民の議会や市政への関心が高まり、市民の市政参加が進むこと。 (議会基本条例第3条議会の活動原則、第16条広報広聴の充実)				
手法・活動実績	目的達成のために行った手法は何か	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金支給 <input type="checkbox"/> その他()				
	目的達成のために行った活動とその実績は何か	・広報広聴会議で編集。 (各号の編集にあたり広報広聴会議を概ね1回、広報部会を複数回開催) ・議会だよりの発行、全戸配布及び主要公共施設への配置。 (定例会号(年4回)+臨時号(年1回)を1回あたり約31,870部発行)				
成果	目的に対する成果は何か	市民の議会や市政への関心が高まり、市民の市政参加が進むこと。 ・内容の充実度「議会の活動が伝わってくる」70.5%(議会報告会アンケート平均値) ・本会議傍聴者数383人、インターネット中継年間アクセス数ライブ10,107件、録画3,539件				
コスト	事業に係る経費は	内訳	金額	説明		
		定例会号 1部当たり12.15円、127,600部発行	1,550,339	需用費(印刷製本費)、定例会号表裏、4、5、8、9、12、13頁カラー、その他1色、全16頁、臨時会号全カラー4頁		
		臨時号 1部当たり5.076円、31,750部発行	161,163	3月号32,000部、6月号31,900部、9月号31,850部、12月号31,850部、臨時会号31,750部		
		計	1,711,502			
	事業に携わった職員数は	0.25人 × @7,080,000=	1,770,000	※		
		合計				3,481,502
財源	上記経費に対する財源(特定財源のみ)は	内訳	金額	説明		
		一般財源のみ				
		計	0			
課題・方向性	今後の課題は何か	議会だよりに対する市民ニーズを把握し、掲載内容の充実に努め、より多くの市民に読んでいただくこと。 いかにして物事が決定されていくのか、その審議状況をよりわかりやすく伝えていくこと。				
	今後の方向性はどうか	議会だよりは、編集委員会、広報広聴特別委員会、広報広聴会議と編集組織を充実発展させる中で、議員自らが主体的に編集に携わっている。議会活動を市民に伝えることはもとより、議会が自らの活動を再認識する大きなツールととらえている。今後も、課題を解決しながら、目的達成に向けて引き続き、議会だよりを発行する。				

※職員の平均人件費を参考数値として示している。(7/26現在、H28年度実績を記載しています。)

事務事業評価表

別紙№5

評価対象事務事業名	
-----------	--

区分	No.	評価の視点	評価	評価理由
必要性	1	市民ニーズを的確に把握しているか。 目的に照らして事業の必要性はどうか。		
妥当性	2	公的関与の範囲は適切であり、市が行うべき事業であるか。		
効率性	3	事業の手法は適切で、効率的に行われているか。		
費用対効果	4	コストに比して費用対効果は高いか。		
成果	5	十分成果があらわれているか。		

★評価は○△×を記入

委員会論点	事前に分科会で整理
-------	-----------

評価	1 拡充 2 現状維持 3 見直しの上継続 4 見直しの上縮小 5 休止・廃止・終了 6 その他()	評価結果
意見改善点など		